

様式第 1

意見書

平成 21 年 8 月 10 日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 150-0011  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし  
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F  
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ  
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム  
代表理事 川田 敦昭  
メールアドレス info@mcf.to  
電話番号 03-5468-5091  
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に対して、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙 1

### 「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」 に対する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 事業モデルの整理と枠組みについて

携帯端末向けマルチメディア放送（以下「当該放送」）の基本方針として、いわゆる「受託放送・委託放送制度」が採用されることは、放送のビジネスモデルの多様性と活性化を実現する上で非常に有意義なことであると考えます。

一方で、当該放送に期待されることとして、放送と通信を融合させた本格的なマルチメディア放送を実現することが、デジタル放送開始に伴う周波数の再配分を伴う多大な社会的コストを負担する意義でもあるか考えます。このような本格的なマルチメディア放送を真の意味で成功させるためには、放送と通信を融合させた当該放送を社会的に有益なものとするために必要な事項として基本計画に以下の事業を行う事業者の区分を明確にして、委託放送事業者の認定の審査においても適正性の確保のための具体的な計画を求めることを要望します。

##### (1) 番組提供事業者

委託放送事業者に放送番組を制作して提供する事業者

##### (2) サイト運営事業者

当該放送番組等から通信によって連携するサイトを運営する事業者

上記、事業者の区分を明確にした上で、具体的に要望する事項としては以下になります。

#### 通信との連携における記述言語と仕様について

これまで、ワンセグでは放送用の記述言語として BML が必須となっていますが、当該言語に関しては、情報開示が十分に行われない等の理由もあり一部の事業者しか制作できない状況となっています。これでは公平・公正な競争環境における多様なビジネスを創出することができないため、国際標準の記述言語である HTML 等によって制作を行える環境の実現を要望します。

また、放送番組から通信によるサイトへの一次リンクに関しては、ワンセグでは放送局へのサーバとすることが規定されている(A R I Bの運用規定)が、これも同様の理由で、放送局外へのリンクも可能とするとともにリンクに関する制限に関しては公平・公正なルールが策定されることを要望します。

委託放送事業者に対する番組提供事業者及びサイト運営事業者のビジネス・スキーム選択の自由

マルチメディア放送では、無料広告モデルだけでなく、有料番組、デジタルコンテン

ツの販売、物販等のコマースなど様々なスキームが可能となるため、番組提供事業者及びサイト運営事業者がこれらのスキームを自由に選択し、あるいは組み合わせることが出来るように、委託放送事業者との間に公平なガイドラインが策定されることを要望します。

#### プログラムガイド、メニューＣｈ等の公平性

利用者が番組を検索するあるいは番組を紹介するプログラムガイド等において、委託放送事業者（あるいは受託放送事業者）が用意するプログラムガイド等（例：ＥＰＧ）について、優越的な地位になる委託放送事業者が提供する番組と番組提供事業者が提供する番組が公平な扱いが行われるようにガイドライン等の公平なルールが策定されることを要望します。

#### 放送データ、視聴者データ等の番組提供事業者への提供

当該放送では、利用者属性、端末属性、視聴状況データ（視聴率、視聴行動等）等の様々なデータが取得できるが、番組提供事業者の自由なビジネス運営のため、これらのデータが公平かつ安全に提供されることを要望します。

## 2. 有料放送管理業務に関して

当該放送においては、課金を行う有料放送管理業務とその業務を行う事業者に関するルールは非常に重要であると考えます。

有料放送管理業務を提供する事業については、競争の観点から多様性が確保されることが望まれます。委託放送事業者においては複数の有料放送管理業務を行う事業者が参入することで、競争環境が実現して提供条件及びサービスの改善が期待できると考えます。有料放送管理業務を番組提供事業者（あるいはサイト運営事業者）に公平・公正なルールで提供されることが必要であると考えます。特に優越的立場にある委託放送事業者が提供する番組とは公平に当該業務が提供される必要があると考えます。

## 3. 受信設備の仕様について

放送設備と同様に受信設備（携帯端末）の仕様は、利用者が視聴できる環境に大きな影響を与えるため重要であると考えます。

受信設備においては、あまねく公平に番組が視聴できる環境を実装すべきであると考えます。特定の受託放送事業者あるいは委託放送事業者が提供する番組しか提供できない受信設備が提供された場合、すべてのレイヤー（受託放送事業、委託放送事業、番組提供事業、サイト運営事業）の競争環境に大きな悪影響を与えるため、優越的な地位を利用して特定の番組の視聴に限定することを強制するようなことが行われないように要望します。